

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
R6那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務 常陸河川国道事務所 R7.4.1～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	R7.4.1	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水対策プロジェクトの大場遊水地事業における測量・地質・調査・設計業務委託等に対する指導・調整等、地元及び関係行政機関等に関する協議や事業管理並びに那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける用地取得監理や事業計画検討を行い、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力・経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務長大・関東建設マネジメント・河川財団設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	198,759,000	198,759,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R7.4.1～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 小池 聖彦 千葉県野田市宮崎134	R7.4.1	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するには、高度な技術や経験を必要とする事から、「UAVを用いた実証試験において特に留意すべき事項について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R7江戸川管内河川管理施設監理検討業務河川財団・キタック・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	34,254,000	34,254,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
道路管理等効率化システム検討資料作成業務 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 近畿 地方整備局 R7.4.8～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	R7.4.7	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の公示にあたり、参加可能業者が278人以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に22者から入札説明書等のダウンロードがなされ、3者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有する参加表明書提出者の中から3者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れたおり、適切な提案と認められたため。	43,439,000	43,439,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所及びその管内) R7.4.8～R8.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R7.4.7	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に23者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	86,042,000	86,042,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
堤防植生等維持管理効率化対策効果検討業務 大阪府枚方市山田池北町11番1号 R7.4.9～R8.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 矢野 公久 大阪府枚方市山田池北町11番1号	R7.4.9	(公財)河川財団・日本工営設計共同体 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、堤防の機能を効率的に維持するための方策について、堤防植生の持続的な管理技術及び河道内樹木の持続的な繁茂抑制技術について、試行による効果検証等を通して技術的知見をとりまとめるものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、そのうち1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案として認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	53,009,000	53,009,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
円山川生物環境とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市幸町10-3(豊岡河川国道事務所管内) R7.4.16～R8.6.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 澤村 学 兵庫県豊岡市幸町10-3	R7.4.15	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、別業務にて実施している河川環境モニタリング調査結果をもとに、河川事業(治水事業及び環境事業)による生物等河川環境への影響について分析評価及び整備効果を取りまとめ、円山川水系自然推進委員会及び同技術部会の意見を踏まえて、今後実施する円山川水系自然再生計画事業箇所(中瀬遊水地環境創出等)の具体的整備内容や方法に関する検討資料の作成、及び円山川総合水系環境整備事業の事業再評価に関する資料作成、次期河川整備計画検討にあたって必要な環境定置目標の検討を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に37者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	69,685,000	69,630,000	99.92%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 伊勢湾港湾機能継続計画実効性向上 検討業務 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局 西尾 保之 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R7.4.15	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000987	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした伊勢湾港湾機能継続計画(以下「伊勢湾BCP」と記す。)の強化を図るため、訓練の実施及び課題等への対応を検討するものであり、航路啓開作業に関するアクションカードを作成するとともに優先的に海上輸送ルート決定方法について検討する。検討結果については、伊勢湾BCP及び、伊勢湾BCPに含まれる伊勢湾の緊急確保航路等航路啓開計画及び、発災時に迅速に対応できるように作成された手冊書(案)等に反映及び改善するものである。本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	22,440,000	22,440,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
R7荒川下流学習支援検討業務 荒川下流河川事務所管内 R7.4.17～R8.3.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田 実新 東京都北区志茂5-41-1	R7.4.16	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「荒川知水資料館や荒川下流部のフィールドを用いた学習支援を行い、その結果を分析・効果検証から、荒川の治水や自然環境の現状等荒川に関する内容の学習支援プログラムの充実化を図り、生徒達の流域水に関する意識の向上および河川環境保全意識の啓蒙につなげることを目的とする。」ものである。本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、荒川流域をフィールドとした学習支援プログラムを実施する新たな拠点を検討するための着眼点について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。技術提案書を審査した結果、公益財団法人日本生態系協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。上記より、公益財団法人日本生態系協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	30,305,000	30,305,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R7.4.19～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬河川事務所長 荒井 満 栃木県足利市田中町661-3	R7.4.18	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。	40,975,000	40,975,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度 木曾三川下流部河川管理施設等監理 検討業務 R7.4.19～R8.3.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 川上 哲広 三重県桑名市大字福島465	R7.4.18	共同提案体(設計共同体) (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木曾三川下流部の直轄管理区間を対象に、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行していくために、堤防等の点検結果等を基に異状・損傷における程度の評価、原因の把握、進捗の可能性や河川管理に与える影響等についての評価を実施し、対策工法・優先順位(案)、モニタリング計画の検討等を行い、河川管理の基礎資料を作成するものである。 上記業者は技術提案書の提出があった2者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	25,245,000	25,234,000	99.96%	-	公財	国認定	2者	
福山港箕島地区船舶航行安全対策調査検討業務 R7.4.18～R7.11.14 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 小倉 一仁 広島市南区宇品海岸3-10-28	R7.4.18	(公社)瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区の場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、福山港箕島地区の暫定供用中である施設の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	17,765,000	17,677,000	99.50%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度 四国圏域生態系ネットワーク検討業務 四国地方整備局 R7.4.22～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 豊口 佳之 香川県高松市サンポート3番33号	R7.4.21	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性および客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1社から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った上記業者を特定したものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R7.4.23～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 萩原 健介 埼玉県川越市新宿町3-12	R7.4.22	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R7荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	39,743,000	39,743,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6久慈川・那珂川環境整備事業等検討業務 久慈川水系及び那珂川水系 R7.4.24～R8.2.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	R7.4.23	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、自然再生計画(案)の作成等を行う他、「那珂川緊急治水対策プロジェクト」による治水事業と連携して環境整備事業による良好な水辺空間を創出するための検討、那珂川の堤水道上特性検討等を行う業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6久慈川・那珂川環境整備事業等検討業務リバーフロント研究所・日水工設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	44,957,000	44,946,000	99.98%	-	公財	国認定	1者	
R7デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務 千葉県松戸市五香西6-12-1 R7.5.1～R7.12.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 山下 尚 千葉県松戸市五香西6-12-1	R7.4.30	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R7デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務河川財団・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため。	25,025,000	24,970,000	99.78%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
R6道路管理間合せ応答システム検討業務 関東地方整備局管内 R7.5.2～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 山下 尚 千葉県松戸市五香西6-12-1	R7.5.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都中央区田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「道の相談室」に寄せられる多種多様な行政相談に関する 間合せ対応を省力化するため、道路管理者等への対応依頼や対応 状況の確認等を効率的かつ効果的に行うため道路管理間合せ応答 システムの構築を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とするこ とから、技術力、経験、実施方針、特定テーマに関する技術提案を求 める簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 (公財)日本道路交通情報センターの技術提案書をふまえ当該業務 を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うもので ある。	14,773,000	14,773,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系直轄管理区間 R7.5.1～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 佐々木 昇平 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	R7.5.1	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川河口部における汽水域の生物生態環境を把握する ことにより、今後の多摩川河口部の干潟環境(保全、創造、再生)等 のあり方に資する目的で調査検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とするこ とから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、特定テーマな どを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に 準じた方式により選定を行った。 R7多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコー設 計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認 められたため、上記業者と契約を行うものである。	25,443,000	24,970,000	98.14%	-	公財	国認定	1者	
R7利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R7.5.3～R8.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R7.5.2	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマ ネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対 策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務 実施状況の取りまとめや、堤防補正管理状況に関する継続的なモニ タリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報 及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とするこ とから、渡良瀬遊水地周辺の堤防の調査を縮小するための方策について 技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定 を行った。 R7利根川上流管内維持管理方策検討業務エコー、河川財団設計共 同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認めら れたため、上記業者と契約を行うものである。	42,933,000	42,933,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 東京港中央防波堤外側地区国際海上コ ンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 東京都江東区新木場1-6-25 東京港湾事務所 R7.5.7～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京港湾事務所長 加藤 純万 東京都江東区新木場1-6-25	R7.5.7	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1	1020005009686	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナ ル整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす 影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、 海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討す るものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並び に東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事 に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新 の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する 高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映するこ とにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易 公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提 案を求めた。 「近接する2岸壁を利用する船舶の入出港を考慮し、Y3岸壁におけ る施工の安全性を確保するための航行安全上の留意点」 本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書 を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、Y1 及びY2岸壁に入出港する船舶との競合回避のための対策等、唯一 の技術提案を行った左記業者を特定した。 本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総 合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施すること が適当であるとされたものである。 よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約をす るものである。	11,891,000	11,704,000	98.43%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
R7鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R7.5.10～R8.3.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 青木 孝夫 茨城県筑西市二本成1753	R7.5.9	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川のと河道整備状況や課題を整理し、課題解消に向けた事業の整備手法等の検討を実施することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R7鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	20,284,000	20,240,000	99.78%	-	公財	国認定	1者	
R7京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所管内 R7.5.10～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 佐々木 昇平 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	R7.5.9	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、工程計画、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R7京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	40,909,000	40,909,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
石狩川流域における生態系ネットワーク形成検討業務 北海道庁長官室 R7.5.10～R8.3.13 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 平山 大輔 北海道札幌市中央区北2条西19	R7.5.9	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる生態系ネットワーク形成検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めた。テーマ「石狩川流域生態系ネットワークの目標達成に向け普及・啓発及び情報発信や、関係主体間の連携・協働を推進するための取組方法を検討する上での留意点について」に対しての的確性が他社より優れ、総合的に高い評価を得た者を特定した。 (公募)	26,191,000	26,191,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
淀川流域生態系ネットワーク形成推進業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所管内) R7.5.13～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R7.5.12	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に31者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	13,200,000	13,200,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R7.5.14～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 柳川 克一 高知県四万十市右山2033-14	R7.5.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた上記業者を特定したものである。	14,960,000	14,960,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6利根川下流自然再生施策・地域連携検討業務 利根川下流河川事務所管内 R7.5.20～R8.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 三枝 伸太郎 千葉県香取市佐原41449	R7.5.19	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、利根川下流部の自然環境の保全創出に関する計画の検討手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R6利根川下流自然再生施策・地域連携検討業務 エコユ・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	41,987,000	41,987,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 脇川流域生態系ネットワーク推進検討業務 大洲河川国道事務所 R7.5.20～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 須田 泰造 愛媛県大洲市中村210	R7.5.19	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、脇川流域における生態系ネットワーク推進検討に関して、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。公募により技術提案書の提出を求めたところ、1社から提出があり、これを総合的に評価した結果、求める提案内容に合致し、最も優れた提案を行ったと認められた上記業者を特定したものである。	14,993,000	14,993,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
R7河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R7.5.27～R8.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 山下 尚 千葉県松戸市五香西6-12-1	R7.5.26	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、三次元データや無人航空機の活用等新技术を従来の河川巡視・堤防点検等に組み入れた手法の検討、及び調査～計画～施工～管理の一貫した河川管理に導入するための取組を促進・支援し、河川維持管理の高度化・効率化を図るものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、三次元河川管内図データを活用した河道管理の効率化・高度化について技術提案を求めるため、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行ったところ、1者から参加表明及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコ・ニュージェック設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・施工フロー・工程計画・その他」及び特定テーマに係る技術力を備えていると認められる。 上記により、R7河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコ・ニュージェック設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	29,623,000	29,623,000	100.00%	－	公財	国認定	1者	
R7鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 下館河川事務所管内 R7.5.31～R8.3.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 青木 孝夫 茨城県筑西市二本成1753	R7.5.30	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切且つ適正に遂行することを目的として、河川管理施設等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等のとりまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川管理施設の変状を的確に評価するための方法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、2者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の業務理解度、実施手順、その他について、理解度や妥当性が高く、有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること、「特定テーマ」については、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が適切に整理され、提案内容に説得力がある。 上記より、R7鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は総合的に最も優れた提案を行った者であり、当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	40,865,000	40,810,000	99.87%	－	公財	国認定	2者	
令和7年度 みなとカメラ設置検討業務 愛知県名古屋市 R7.6.3～R7.12.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 西尾 保之 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R7.6.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、名古屋港の直轄工事の施工管理を行うとともに、災害発生時に直轄事業で施工中の施設(以下、直轄施設とする)の状況把握ができるみなとカメラ装置(カメラ機器や映像伝送設備、通信設備の総称)について、既存みなとカメラ装置の代替えについて設置位置も含めた検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格条件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマ」に対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	16,214,000	16,170,000	99.73%	－	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
下水道分野における新技術の導入を促進し普及展 開を図るための国内外情報の収集及び整理業務 R7.6.13～R8.3.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 福田 敬大 茨城県つくば市旭1	R7.6.12	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3番1号	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、新技術の導入を促進し普及展開を図 るための方策を調査・整理するにあつて、適切な調査項目を設定す るとともに適切な整理方法を用いることで、課題の解決策を検討でき る能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから 、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した14者のうち、本業 務の「技術提案書提出案読業者の確認審査」に参加表明し、業務実 施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実 績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施す るうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及 び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約 するものである。	8,712,000	7,975,000	91.54%	-	公財	国認定	1者	
R7河川水辺の国勢調査(河川版)総括検討業務 東北地方整備局 R7.6.14～R8.3.27 土木関係コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 西村 拓 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R7.6.13	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、河川水辺の国勢調査に精通していると ともに、生物調査結果の収集・精査・整理に関する専門的な知識や経 験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により 技術提案書の提出を求めたものである。 技術提案は、公益財団法人リバーフロント研究所から提出され、提 案内容を審査・評価したところ、企業および技術者の経験、能力等に 関する必要要件を満足しているほか、河川特性を踏まえた生物調査 結果の分析検討方針を具体的に示すなど、的確な提案がなされてお り、本業務を遂行するに十分な技術力と能力が認められたため、河川 部建設コンサルタント選定委員会において、特定されたものである。 以上から、左記業者と契約を締結するものである。	59,015,000	58,960,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	連記業務
R7関東地方における河川生態系の形成に関する 行動計画検討業務 関東地方整備局管内 R7.6.18～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R7.6.17	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした関東地方における生態系ネットワークを 形成するために、行政、市民及び民間企業等の多様な主体の協働・ 連携のあり方及び行動計画について、利根川・荒川流域を中心に検 討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすること から、配置予定技術者の経験及び能力に加え、関東エコロジカル・ ネットワーク基本計画の中間評価に関する収集資料の分析手法につ いて技術提案を求めたため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式 (拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提 案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、公益財団法人 日本生態系協会は、本 業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えて おり、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定 テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人 日本生態系協会は、当該業務の実施にあ たり適切と認められるため、契約を行うものである。	17,006,000	16,995,000	99.94%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度地理情報標準に関する調査検討業務 R7.6.19～R8.3.6 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 山本 悟 司 茨城県つくば市北郷1番	R7.6.19	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4丁目40番 11号看山ビル	40111050005417	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 公益財団法人日本測量調査技術協会は、ISO/TC 211の国内審議 団体として日本産業標準調査会に認定されている唯一の団体であり、 かつ、地理空間情報に係るJISの原案 作成団体となっているため、 ISO/TC 211及びJISの動向を知り得、かつJPGISとの整合について の分析と検討が可能な唯一な者であるため随意契約を締結した。	9,031,000	9,020,000	99.88%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R7.6.26～R8.1.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 高松 諭 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	R7.6.25	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現を目指して、行動計画の進捗状況の整理を行うとともに、行動計画の内滑な推進に向けたモデルプロジェクト等の企画・検討を行うものであり、令和元年度から継続的に発注しているものである。本業務を適切かつ確実に履行するためには、過年度までの成果をもとに生態系ネットワークの軸となる信濃川・阿賀野川、潟などの越後平野の状況や、多様な主体との連携方法等に精通し、野生生物の生態系ネットワーク形成のための高度な技術力と知識が求められる。このため、参加者が特定の法人1者のみの状況が6回継続していることから、上記の技術的要件等を兼ね備えている上記業者を特定法人とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、左記法人以外に参加意思確認書の提出がなかったため、左記法人と随意契約を締結するものである。	18,546,000	18,282,000	98.58%	-	公財	国認定	1者	
広島港宇品地区船舶航行安全対策調査検討業務 R7.6.25～R8.1.16 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 小倉 一仁 広島市南区宇品海岸3-10-28	R7.6.25	(公社)瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、広島港宇品地区の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	17,941,000	17,931,000	99.94%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度 河川環境の評価・分析に関する調査検討業務 R7.7.1～R8.3.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	R7.6.30	共同提案体(設計共同体) (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川環境の変化を効率的かつ適切に把握する技術の一般化を図るための検討を行うとともに、その価値を定量的に評価・分析し、各現場における施策や事業の推進に活かすことで、流域の多様な関係者と一体となって、より効率的・効果的に河川管理者が河川環境の保全・創出を図ることができるようにすることを目的とする。上記業者は技術提案書の提出があった唯一の者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから特定したものである。	58,597,000	58,300,000	99.49%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。